

医政支発0701第1号  
医政医発0701第1号  
医政看発0701第1号  
令和元年7月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省医政局医事課長  
厚生労働省医政局看護課長  
(公 印 省 略)

#### 院内保育等の推進について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、本年3月に報告書をとりまとめました。

この報告書では、「女性医師等が働きやすい環境の整備の推進」の重要性についても記載されており、その具体策の一つとして院内保育所の設置を通じた院内保育や院内病児保育等（以下「院内保育等」という。）が挙げられます。

この院内保育所の設置を通じた院内保育等について、今後更に進めていくに当たり、院内保育等に関する現状、支援策、留意点等について下記のとおりまとめましたので、これらを参考にしながら、医療機関における院内保育等の導入を推進していただくようお願いします。

また、院内保育等において保育の受け皿として地域の児童の受け入れを行うことが、地域貢献や事業の運営基盤の強化につながることも考えられます。管下の医療機関に対し、院内保育等の実施の検討の際に、保育行政を担う市町村（特別区を含む。以下同じ。）と連携を図ることによって、より効果的・効率的に実施できる可能性があることを、合わせて、周知いただくようお願い申し上げます。

この通知は厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室及び保育課並びに内閣府子ども・子育て本部とも協議済みであり、別途、各都道府県を通じて市町村の保育担当部署にも情報提供されていますので、各都道府県におかれでは、保育担当部署とも連携をとった対応をお願いします。

## 記

### 1 院内保育等の実施状況

「平成 29 年医療施設（静態・動態）調査」において、病院における院内保育の実施状況については、増加傾向にあるものの、全病院の 4 割程度となっている。

※ 別添 1 「病院の職員のための院内保育サービスの状況」参照

こうした状況を踏まえ、各都道府県においては、各医療機関が置かれている事情等を考慮しつつ、当該医療機関に院内保育所の設置や機能の充実の必要性についての検討を促すこと。

### 2 院内保育等に関連する事業や支援策

医療機関が自らの資金で実施することも可能であるが、院内保育等を推進するために次のような事業や支援策があるので、医療機関に対して広く周知するとともに、医療機関からの個別の相談に対しては、各医療機関のニーズに応じて適切な事業や支援策の情報提供に努めること。

※ 別添 2 「病院内保育所を設置する際の支援策について」参照

#### (1) 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業・病児保育事業

##### ①事業所内保育事業

市町村による認可事業として事業所内保育事業を実施する場合は、その運営費に対して給付費が支払われる。

事業所内保育事業の認可の際の基準や手続き等については、各市町村の条例等により定められており、市町村ごとに異なるため、事業の実施に当たっては、当該医療機関が設置を検討している市町村の窓口に問い合わせることが適當。

##### ②病児保育事業

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として病児保育事業を行う場合には、「子ども・子育て支援整備交付金」による整備費の補助及び「子ども・子育て支援交付金」による運営費補助が受けられる。

事業実施に当たっての詳細な要件等は、各市町村により定められており、市町村ごとに異なるため、事業の実施に当たっては、当該医療機関が事業実施を検討している市町村の窓口へ問い合わせることが適當。

#### (2) 病院内保育所に対する都道府県による補助制度

各都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用して、院内保育所の設置・運営に対する補助を実施しているものであり、病児保育を行う場合の病児加算、小学校低学年の児童に対する保育を行う児童保育加算等がある。

補助の詳細な要件等については、各都道府県において設定している。

### (3) 企業主導型保育事業等による助成制度

#### ①企業主導型保育事業

内閣府子ども・子育て本部が実施している、企業主導型保育施設に対する整備費、運営費の助成制度であり、病児保育を行う場合には病児保育加算等も設けられている。

原則として、平成28年4月1日以降において新たに開始されるものが直接の助成の対象であるが、既存の施設であっても定員を増員した場合の当該新規増員分や、定員に余裕がある部分を活用して児童を受け入れる場合の空き定員を活用した受入れに係る定員分は助成の対象となる。

※ 今年度の募集時期等の詳細は未定。

(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/gaiyo.html>

#### ②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

内閣府子ども・子育て本部が実施している事業であり、繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている厚生年金適用の医療機関等の労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援するものである。

### 3 幼児教育・保育の無償化

本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されることとなる（0歳から2歳までは住民税非課税世帯の子供たちが対象）。その際、2（1）①の事業所内保育事業、2（3）①の企業主導型保育事業（標準的な利用料）の利用料についても無償化の対象となる。

※ 別添3「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の概要」参照

また、2（1）②の病児保育事業及び認可外保育施設（児童福祉法の規定に基づき都道府県等に届出を行ったもの。）の利用料（注1）についても、保護者がその居住する市町村から保育の必要性の認定を受けた場合には、月額3.7万円（0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちについては月額4.2万円）まで無償化の対象となる（注2）。

注1) 2（2）による補助を受けている場合及び2（3）②の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の対象となる場合も、保護者が負担する利用

料について、対象となる。

なお、児童福祉法の規定に基づく認可外保育施設の都道府県等（都道府県、指定都市、中核市）への届出については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第47号）により、認可外の事業所内保育施設（病院内に設置される認可外保育施設は、これに該当すると考えられる。）についても、本年7月1日から義務となり、既に設置されている施設については9月30日までに、7月1日後の新規開設施設については事業開始後1月以内に、都道府県等に届出を行わなければならない。詳細は所在の都道府県等の認可外保育施設担当に確認すること。

注2) 幼児教育・保育の無償化に係る給付を受けるための手続等の詳細については、各市町村に確認することが適当であること。

#### 4 留意点

##### (1) 医療法人が院内保育事業等を実施する場合

医療法人自らが又は医療法人が保育事業者に委託して附帯業務として院内保育事業を行う場合や、医療法人自らが附帯業務として病児保育事業を行う場合も、2の各種補助事業について、要件が満たされていれば活用が可能となりうるため、当該院内保育事業について活用可能か、各補助事業実施者のホームページや窓口に問い合わせるよう周知すること。

また、医療法人が所有する土地・建物等の遊休資産を保育事業者に賃貸契約する場合、当該保育事業者が当該遊休資産を活用して自ら病児保育事業も行うことが可能であること。

##### (2) 医療機関に勤務する職種ごとの特殊性について

院内保育等の運用に当たっては、医療機関に勤務する職種ごとの特殊性、特に医師特有の転勤時期などにも配慮し、院内保育等を必要とする職員ができる限り使用することが可能になるよう十分な工夫を行うよう、管下の医療機関に促すこと。

##### (3) 医療勤務環境改善支援センターの助言等について

各都道府県の設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療労務管理アドバイザーや医業経営アドバイザーが医療機関の勤務環境改善の支援を行う際には、本通知の内容についても留意して助言等の活動を実施すること。その際、都道府県保育主管部（局）とも必要に応じて連携すること。